

寄附のお礼

8月29日(火)に、真鶴町ハマユウチャリティーゴルフ大会が開催され、福祉事業に役立てて欲しいと主催者代表より多大なご寄附をいただきました。ありがとうございます。

□問い合わせ

福祉課
☎内線237

国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納さ

れた保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

- ① 令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次：令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方
- ② 令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次：①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方

③ 令和6年2月上旬：

令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

(①の対象者は除きます)

④ 令和6年1月下旬：

③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-NETで利用できる電子版交付も行っています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができ、(登録をすることで郵送がされなくなります)。

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料について

も控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん万のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう！

□問い合わせ

・小田原年金事務所
☎22・1391
・ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(ナビダイヤル)

草月流いけばな教室 フラワーアレンジメント教室 ワークショップ

レッスン受講者募集中！

初心者・男性の方も大歓迎

受講日 月・火・木・金・土・日 14:00~19:00
(少人数予約制・応相談)



花倶楽部 団

お気軽にお問い合わせください
湯河原町城堀96-26 コニー城堀1a
TEL: 080-7017-3819 (10:00 ~ 18:00)
Mail: hanaclubdan@gmail.com

